

バーゼル銀行監督委員会が、外為取引における決済リスクに関する指針の最終版を公表

2000年9月7日

(掲載に当たって)

バーゼル銀行監督委員会は、9月7日、外為取引から発生する決済リスクの管理に関する監督当局向けの指針の最終版、「外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針」(“Supervisory Guidance for Managing Settlement Risk in Foreign Exchange Transactions”)を公表した。バーゼル銀行監督委員会による本件に関するプレス・ステートメントの仮訳は、以下の通りである^(注)。

プレス・ステートメント

バーゼル委員会が外為取引における決済リスクに関する指針を公表

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）は、本日、外為取引から発生する決済リスクの管理に関する監督上の指針の改訂版を公表した。

この指針が強調しているのは、外為決済リスクは、同様の規模・存続期間を持つ他の信用リスクと同じく、経営陣の積極的な監視のもと、正式な測定・管理プロセスを通じて銀行が管理すべき信用リスクの一つである、ということである。同指針はまた、銀行が果たしてネットティングや他の民間部門のイニシアチブによる外為決済リスクの潜在的な削減効果を見積もっているかどうか、に監督当局は焦点を当てるべきであ

る、とも勧告している。

この改訂された指針は、1999年7月に公表された市中協議ペーパー（訳注：『日本銀行調査月報』1999年8月号にプレス・ステートメントを掲載）に寄せられたコメントを反映したものである。本指針は、支払・決済システム委員会との緊密な協議のもとに策定され、同委員会の作業、特に「外為取引における決済リスクについて」（1996年3月）、（訳注：『日本銀行月報』1996年4月号に要旨を掲載）、「外為決済リスクの削減について——経過報告——」（1998年7月）、（訳注：『日本銀行調査月報』1998年8

(注) 「外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針」全文の仮訳は、日本銀行のインターネット・ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載されている。また、同ペーパーの原文（英文）は、B I S のインターネット・ホームページ (<http://www.bis.org/>) から入手することができる。なお、プレス・ステートメント 中で言及されているペーパーのうち、1999年7月に公表された市中協議ペーパーおよび「外為決済リスクの削減について——経過報告——」については、プレス・ステートメント および全文の仮訳が日本銀行のインターネット・ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載されている。

月号に要旨を掲載)の2つのレポートに多くを負っている。

バーゼル委員会のリスク管理小委員会議長であるRoger Coleは、「多くの銀行にとって、外為取引は決済リスクのもっとも大きな発生源であり、その額は極めて多額に上り得る。それ故、銀行がこのリスクを適切に管理していると監督当局が判定することは重要である。適切なリスク管理方針を実施することは銀行にとって一大作業となり得るだろうが、全ての銀行は現時点までに外為決済リスクに関する十分な理解を持ち、必ずしも完全に実施できていないにせよ、外為決済リスク管理に関する明確かつ堅固な計画を策定し終えているはずであろう」と述べている。

1999年7月の草案後、指針に加えられた改訂の殆どは、内容の明確化を図らんとするものである。特に、外為決済リスクの信用リスクとし

ての性質が一段と強調され、同リスクの測定・削減に係るものについて更に議論が展開されている。伝統的な一件毎の決済を代替する手段、例えばネットティングや設立予定のCLS銀行などが持つ潜在的リスク削減面における重要性についても、より十全な認識がなされている。

この点につき、バーゼル委員会の議長であるWilliam J. McDonoughは、「この指針は、外為決済リスクは本質的に民間部門によって対処されなければならない、とするG10諸国中央銀行総裁のスタンスを一段と強化するものである。銀行監督当局は、個々の銀行がこのリスクを測定し、管理し、コントロールするための全ての適切な手段をとっていることを確保する必要がある。特に、本指針は、銀行が業界主導のリスク削減のためのイニシアチブによる利点を徹底的に調査し、利用する義務がある、ということを明確にするものである」と述べている。